

現行	改正
<p>目次</p> <p>前文～第3章 略</p> <p>第4章 <u>町民等の権利及び義務</u>（第7条―第11条）</p> <p>第5章 <u>議会の役割及び責務</u>（第12条―第15条）</p> <p>第6章 <u>町長等の役割及び責務</u>（第16条―第18条）</p> <p>第7章 <u>執行機関</u>（第19条―第21条）</p> <p>第8章 町政運営</p> <p>第1節 <u>情報の共有及び説明責任</u>（第22条―第25条）</p> <p>第2節 <u>信頼される行政の推進</u>（第26条―第32条）</p> <p>第3節 <u>参画及び協働の推進</u>（第33条―第39条）</p> <p>第9章 <u>連携及び協力</u>（第40条―第42条）</p> <p>第10章 <u>最高規範性及び条例の見直し</u>（第43条―第45条）</p> <p>附則</p> <p>わたくしたちは、<u>地域のことは地域の責任のもとに決定する地方自治を実現し、個性豊かな地域社会を築いていくためには、わたくしたち町民と議会及び町がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携を深めながら新しい時代を拓いていくことが求められています。</u></p> <p>まちづくりの推進にあたっては、地方自治における住民主権の原則にのっとり、情報を共有し、町民自らの責任において町政に参画するとともに、互いの立場を尊重し、協働してまちづくりを進めます。<u>わたくしたちは、豊かな自然と自律互助の精神に培われた風土を守り、育み、「ふるさと遠軽」を誇りに思えるまちづくりをめざします。町外の人々との交流を深め、相互に連携を図りながら広域的なまちづくりに努めます。</u></p>	<p>目次</p> <p>前文～第3章 略</p> <p>第4章 <u>町民等の権利及び責務</u>（第7条―第11条）</p> <p>第5章 <u>議会等の役割及び責務</u>（第12条―第14条）</p> <p>第6章 <u>町長等の役割及び責務</u>（第15条―第17条）</p> <p>第7章 <u>執行機関</u>（第18条―第20条）</p> <p>第8章 町政運営</p> <p>第1節 <u>情報の共有及び説明責任</u>（第21条―第24条）</p> <p>第2節 <u>信頼される行政の推進</u>（第25条―第31条）</p> <p>第3節 <u>参画及び協働の推進</u>（第32条―第38条）</p> <p>第9章 <u>連携及び協力</u>（第39条―第41条）</p> <p>第10章 <u>最高規範性及び条例の見直し</u>（第42条・第43条）</p> <p>附則</p> <p><u>わたくしたちは、北海道の屋根と呼ばれる大雪山系から広がる豊かな森林と、オホーツク海に注ぐ清流「湧別川、生田原川」の流れとともに歩む遠軽の町民です。</u></p> <p>わたくしたちは、<u>地方分権の時代にあって、地域のことは地域の責任のもとに決定し、個性豊かな地域社会を築いていくためには、町民、議会及び町がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携を深め、協働して、新しい時代の進路を拓いていくことが求められています。</u></p> <p>まちづくりの推進にあたっては、地方自治における住民主権の原則にのっとり、情報を共有し、町民自らの責任において町政に参画するとともに、互いの立場を尊重し、協働してまちづくりを進めます。<u>さらに、町外の人々との交流を深め、相互に連携を図りながら広域的なまちづくりに努めます。こうした取り組みの中で、町民一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、この町の将来に夢や希望を抱き、「ふるさと遠軽」を誇りに思う強い絆で結ばれたまちづくりをめざします。</u></p>

わたくしたちは、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を明らかにするとともに、町民の町政への参画と協働に関する事項を定めることにより、町民を主権者とする地方自治を確立し、活力に満ち、ゆとりと豊かさの実感できる住みよい遠軽町を創っていくことを誓います。

ここに、すべての町民に共有され、遵守される最高規範として、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、遠軽町における自治の基本理念を明らかにするとともに、町民の権利及び義務、議会の役割及び責務、町政運営の基本原則並びに町民の町政への参画及び協働のまちづくりに関する事項を定めることにより、町民を主権者とする自治の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住する個人又は町内に働き、若しくは学ぶ人をいう。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 協働 まちづくりの課題を解決するため、町民及び町がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、互いの立場を尊重しながら相互に補完し、協力して取り組むことをいう。
- (5) 略

(基本理念)

第3条 町民及び町は、まちづくりの推進にあたって、町民一人ひとりの基本的人権を尊重し、相互の信頼関係のもとに、人と自然が環境に調和した、個性豊かな活力に満ちた住みよいまちづくりを協働して築いていくことをめざすものとする。

わたくしたちは、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を明らかにするとともに、町民の町政への参画と協働に関する事項を定めることにより、住民自治を実現し、活力に満ち、ゆとりと豊かさの実感できる住みよい遠軽町を創っていくことを誓います。

ここに、すべての町民に共有され、遵守される最高規範として、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、遠軽町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び町の役割と責務、町政運営の基本原則並びに町民の町政への参画及び協働のまちづくりに関する事項を定めることにより、住民自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住する個人又は町内で働き、若しくは学ぶ人をいう。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 協働 まちづくりの課題を解決するため、町民、議会及び町がそれぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、互いの立場を尊重しながら相互に補完し、協力して取り組むことをいう。
- (5) 略

(まちづくりの基本理念)

第3条 町民、議会及び町は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 人を大切にすることがまちづくりの基本であることを認識し、互いを思いやるこころ豊かな人を育むことにより、健康で活力に満ち、安心して暮らせるまちづくりを進める。

2 前項に規定する目的を達成するために、町民及び町は、町政に関する情報を共有し、主権者である町民が、自らの判断と責任のもとに、町政に参画できる住民自治の実現をめざすものとする。

第4章 町民等の権利及び義務

(町民の権利)

第8条 町民は、町政に参画する権利及び町政に関する情報について知る権利を有する。

2 町民は、行政サービスを受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長の解職請求権等を有するほか、第3.9条で定める町民投票を請求する権利を有する。

(町民の義務)

第9条 町民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、町と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

第5章 議会の役割及び責務

(議会に関する基本的事項)

第12条 議会は、町民の直接選挙により選ばれた議員によって構成される町的意思決定機関であるとともに、執行機関の町政運営を監視し、及び牽制する機能を果たすものとする。

2 略

3 議会は、議会の本旨が言論の府であることを認識し、自由な討論の推進を重んじなければならない。

4 議会は、前3項に規定する議会の機能等を果たすため、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

(2) 豊かな自然環境を生かし、潤いのある快適な生活空間を形成することにより、人と自然が共生し環境に調和したまちづくりを進める。

(3) 郷土の歴史や伝統文化の保護・継承を図りつつ、産業及び文化の活性化並びに町民の福祉の増進を図ることにより、個性豊かな活力あるまちづくりを進める。

2 町民、議会及び町は、前項各号を実現するため、互いの立場を尊重し、相互に補完しながら、協働してまちづくりを推進する。

第4章 町民等の権利及び責務

(町民の権利)

第8条 町民は、町政に参画する権利及び町政に関する情報について知る権利を有する。

2 町民は、行政サービスを受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長の解職請求権等を有するほか、第3.8条に定める町民投票を請求する権利を有する。

(町民の責務)

第9条 町民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、町と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

第5章 議会等の役割及び責務

(議会に関する基本的事項)

第12条 議会は、町民の直接選挙により選ばれた議員によって構成される町的意思決定機関であるとともに、執行機関の町政運営を監視し、及び牽制する機能を果たすものとする。

2 略

3 議会は、前2項に規定するもののほか、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項について、別に定めるものとする。

(情報の公開及び提供)

第13条 議会は、議会有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供によって町民との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めなければならない。

(議員の責務)

第15条 議員は、町民の信託に応えるとともに、議会が前3条に規定する議会の機能等を果たせるよう誠実な職務の遂行に努めなければならない。

(町の責務)

第16条 町は、町政を運営するにあたっては、町民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。
2 町は、町民のニーズに的確に対応し、行政サービスの満足度を高める町政運営に努めなければならない。

(町長の責務)

第17条 町長は、町を代表し、議会への議案の提出、予算の調整及び町税の賦課徴収等の事務を管理し、執行する権限を有する。
2 略
3 略

(職員の責務)

第18条 職員は、全体の奉仕者として誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自らも地域の一員であることを認識し、町民との信頼関係を築くよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めなければならない。

(議員の責務)

第14条 議員は、町民の信託に応えるとともに、議会が前2条に規定する議会の機能等を果たせるよう誠実な職務の遂行に努めなければならない。

(町の責務)

第15条 町は、町政を運営するにあたっては、町民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。
2 略

(町長の責務)

第16条 町長は、町を代表し、議会への議案の提出、予算の調整及び町税の賦課徴収等の事務を管理し、執行する権限を有する。
2 略
3 略

(職員の責務)

第17条 職員は、全体の奉仕者として誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自らも地域の一員であることを認識し、町民との信頼関係を築くよう努めなければならない。

2 略

(執行機関に関する基本的事項)

第19条 執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理執行しなければならない。

(意思決定の明確化)

第20条 執行機関は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、施策及び事務執行の妥当性が町民に理解されるよう努めなければならない。

(執行機関の組織)

第21条 町は、効率的かつ機動的な活動ができるように、常に組織の見直しに努めなければならない。

(情報の公開及び共有)

第22条 町は、町民の知る権利を保障し、公正で開かれた町政運営を進めるため、町政に関する情報を公開し、提供することにより、町民との情報の共有に努めなければならない。

(情報の収集及び管理)

第23条 町は、町政に関する情報を的確に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により、管理しなければならない。

(説明責任)

第24条 町は、町政に関する活動状況又は意思決定の過程について、町民に分かりやすく説明する責任を有するとともに、情報公開等の請求を受けたときは、誠実に応答しなければならない。

(個人情報の保護)

第25条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の取

2 略

(執行機関の責務)

第18条 執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理執行しなければならない。

(意思決定の明確化)

第19条 執行機関は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、施策及び事務執行の妥当性が町民に理解されるよう努めなければならない。

(執行機関の組織)

第20条 町は、効率的かつ機動的な活動ができるように、常に組織の見直しに努めなければならない。

(情報の公開及び共有)

第21条 町は、町民の知る権利を保障し、公正で開かれた町政運営を進めるため、町政に関する情報を公開し、提供することにより、町民との情報の共有に努めなければならない。

(情報の収集及び管理)

第22条 町は、町政に関する情報を的確に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により、管理しなければならない。

(説明責任)

第23条 町は、町政に関する活動状況又は意思決定の過程について、町民に分かりやすく説明する責任を有するとともに、情報公開等の請求を受けたときは、誠実に応答しなければならない。

(個人情報の保護)

第24条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の取

集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

(総合計画の策定)

第26条 町長は、将来のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 略

(行政サービスの提供)

第27条 町は、町民のニーズに的確かつ柔軟に対応するために組織内部の調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。

(行政手続)

第28条 町は、町政運営における公正の確保と透明性を図り、町民の権利及び利益の保護に資するため、行政手続に関する事項を定めなければならない。

(行政評価)

第29条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、政策等の成果及び達成度を客観的に評価し、その結果を公表するとともに、翌年度の施策、事務事業、予算編成等に反映させなければならない。

(財政運営の原則)

第30条 町は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主・自立の財政運営を行い、財政の健全化の確保に努めなければならない。

(財政状況等の公表)

第31条 町長は、財政状況及び財産の保有状況を町民に分かりやすく公表しなければならない。

(意見、要望、苦情等への応答義務等)

第32条 町は、町民からの意見、要望、苦情等（以下「意見等」という。）があつ

集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

(総合計画の策定)

第25条 町長は、将来のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 略

(行政サービスの提供)

第26条 町は、町民のニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織内部の調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。

(行政手続)

第27条 町は、町政運営における公正の確保と透明性を図り、町民の権利及び利益の保護に資するため、行政手続に関する事項を定めなければならない。

(行政評価)

第28条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、政策等の成果及び達成度を客観的に評価し、その結果を公表するとともに、翌年度の施策、事務事業、予算編成等に反映させなければならない。

(財政運営の原則)

第29条 町は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主・自立の財政運営を行い、財政の健全化に努めなければならない。

(財政状況等の公表)

第30条 町長は、財政状況及び財産の保有状況を町民に分かりやすく公表しなければならない。

(意見、要望、苦情等への応答義務等)

第31条 町は、町民からの意見、要望、苦情等（以下「意見等」という。）があつ

たときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

2 略

3 略

(参画及び協働)

第33条 町は、町民の意見等がまちづくりに反映されるように、町民の町政への参画機会の拡充に努めなければならない。

2 略

(政策決定過程への参画)

第34条 町は、政策の立案、実施、評価等の決定過程に町民が参画できるよう配慮しなければならない。

(委員の公募)

第35条 町は、審議会、審査会、委員会その他の附属機関及びこれに類するものの委員に、公募による委員を加えるよう努めなければならない。

(会議の公開)

第36条 町は、会議を公開することが適さないものを除き、原則公開とする。

(地域諸団体との連携)

第37条 町は、地域の社会活動に寄与する諸団体、公共性の高い営利を目的としない民間団体等と連携し、まちづくりを進めなければならない。

(コミュニティの充実)

第38条 町は、多様化する社会活動を踏まえ、地域に根ざしたコミュニティ活動の役割を尊重し、守り、育てるよう努めなければならない。

(町民投票)

第39条 町民又は議会は、町政運営上の重要事項（以下「重要事項」という。）に

たときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

2 略

3 略

(参画及び協働)

第32条 町は、町民の意見等がまちづくりに反映されるよう町民の町政への参画機会の拡充に努めなければならない。

2 略

(政策決定過程への参画)

第33条 町は、政策の立案、実施、評価等の決定過程に町民が参画できるよう配慮しなければならない。

(委員の公募)

第34条 町は、審議会、審査会、委員会その他の附属機関及びこれに類するものの委員に、公募による委員を加えるよう努めなければならない。

(会議の公開)

第35条 町は、会議を公開することが適さないものを除き、原則公開とする。

(地域諸団体との連携)

第36条 町は、地域の社会活動に寄与する諸団体、公共性の高い営利を目的としない民間団体等と連携し、協力してまちづくりを進めなければならない。

(コミュニティの充実)

第37条 町は、多様化する社会活動を踏まえ、地域に根ざしたコミュニティ活動の役割を尊重し、守り、育てるよう努めなければならない。

(町民投票)

第38条 町民又は議会は、町政運営上の重要事項（以下「重要事項」という。）に

ついて、町長に対して町民投票を請求することができる。

2 略

3 略

(町外の人々との連携)

第40条 町民は、町外の人々と社会、経済、文化、学術、芸能、スポーツ、環境等に関する取り組みを通じて交流を深め、その知恵又は意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(他の自治体等との連携)

第41条 町は、共通する課題を解決するため、国、北海道その他の自治体と相互に連携を図りながら、広域的なまちづくりに努めるものとする。

(国際交流)

第42条 町は、地方自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の分野における協力、支援等を通じて国際交流に努めるものとする。

(最高規範性)

第43条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、議会及び町は、他の条例、規則等を定める場合は、この条例に定める事項を最大限に遵守しなければならない。

(条例等の体系化)

第44条 町は、この条例に定める内容に則して、他の条例等の体系化を図るものとする。

(条例の見直し等)

第45条 町は、地域社会の変化によりこの条例の見直しの必要が生じた場合は、町民、議会及び町等が参加する検討機関を設置し、総合的に検討するものとする。

ついて、町長に対して町民投票を請求することができる。

2 略

3 略

(町外の人々との連携)

第39条 町民は、町外の人々と社会、経済、文化、学術、芸能、スポーツ、環境等に関する取り組みを通じて交流を深め、その知恵又は意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(他の自治体等との連携)

第40条 町は、共通する課題を解決するため、国、北海道その他の自治体と相互に連携を図りながら、広域的なまちづくりに努めるものとする

(国際交流)

第41条 町は、地方自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の分野における協力、支援等を通じて国際交流に努めるものとする。

(最高規範性)

第42条 この条例は、まちづくりの基本を定める最高規範であって、議会及び町は、他の条例、規則等を定める場合は、この条例に定める事項を最大限に遵守しなければならない。

(条例の見直し等)

第43条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が社会経済情勢等の変化に対応し、所期の目的を達成しているかどうかを総合的に検

2 町は、前項の規定に基づき検討の結果、条例の改正が必要な場合は適切な措置を講じなければならない。

討する機関として、町民を主体とした遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 町は、前項に規定する検討の結果、この条例や関連する事項について見直しが必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じなければならない。

3 委員会に関し必要な事項は、別に条例で定める。